

## 第 I 章 総則

### 第 1 条(適用)

- 1 本規約は、本件認定講師業務の当社と認定講師の間の権利義務関係を定めることを目的とし、認定講師の本件認定講師業務及びこれに関わる一切の関係に適用されます。
- 2 当社が当社ウェブサイト上で掲載する本件認定講師業務に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の内容と、前項のルールその他本規約外における本件認定講師業務に関する説明等とが異なる場合、当該説明等において本規約に優先する旨の明示のない限り、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 4 当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、当社ウェブサイト上に変更後の規約をアップロードするものとします。変更内容のアップロード後に認定講師が本件認定講師業務を行った場合、又は 30 日を経過したにもかかわらず資格返上の手続きを取らなかった場合、認定講師は本規約の変更に同意したものとします。

### 第 2 条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を示すものとします。

- (1) 「当社」とは有限会社ルルベを指します。
- (2) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「[releve-doll.com](https://releve-doll.com)」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を指します。当社ウェブサイトには、認定講師専用のページと、特例認定講師専用のページが含まれます。

- (3)「本件登録商標」とは、登録商標「ルルベちゃん」（登録番号第6055512号）を指します。
- (4)「商標（素ドール）」、「商標（ルルベドール）」、「商標（Releve doll）」とは、それぞれ、登録商標である「素ドール」（登録番号第6273177号）、「ルルベドール」（登録番号第6309876号、「Releve doll」（登録番号第6309877号）を指します。これらを総称する際には「本件関連商標」といいます。
- (5)「ルルベドール」とは、本件登録商標又は本件関連商標を付した素材人形（これを素ドールとも呼びます）に髪の毛、衣装、装飾品をつけた人形を指します（完成／未完成を問いません。）。
- (6)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を指します。
- (7)「認定講師」とは、認定講師制度による審査のもと当社の許諾を受け、本件認定講師業務を行う個人を指します。
- (8)「特例認定講師」とは、認定講師と同内容の審査基準により、当社から特例認定講師専用ページの利用につき許諾を受けた個人を指します。
- (9)「本件認定講師業務」とは、①営利目的でのルルベドールの制作、②ルルベドールの販売、及び③ルルベドールの制作方法に関するイベント、セミナー、ワークショップ等の教室などの講師業務を指します。（それぞれの活動を個別に示す場合「本件制作」「本件販売」「本件講習」といいます。）。
- (10)「当社テキスト」とは、当社又は当社公認の認定講師が作成した、ルルベドール又は材料の制作方法を記載した文字、イラスト、写真等画像を組み合わせた一体としての書籍を指します。認定講師レッスン用、材料用など用途に応じて複数の当社テキストがあります。
- (11)「材料」とは、素ドール又はルルベドールに着せる衣装、帽子、靴、

バッグ等の装飾品、髪の毛、ペット、アクセサリ等ルルベドールと一体として販売ないし使用されることを予定とされる一切のものを指します。

## 第Ⅱ章 認定講師制度

### 第3条（応募資格）

認定講師制度の希望者（以下、「認定希望者」といいます。）は、当社テキストに従い各地の認定講師が主催する①認定講師レッスンを受講し、当社による②認定審査に合格し、③本規約に定める義務を遵守することを条件として、当社から本件認定講師業務に関する許諾を得ることができます。

### 第4条（認定講師レッスン）

1 認定希望者は、各地の認定講師が主催する認定講師レッスンに所定の方法により応募し、認定講師レッスンを受講できます。

2 認定講師は、認定講師レッスンを実施する際、当社に事前申告を行い、承認を得るものとします。

3 認定講師は、当社の認定講師用テキストの内容を適切に受講者（認定希望者）に教授します。教授方法及び受講者からの質問に対しては、自己の技能と責任において行うものとし、当社はその結果について一切責任を負いません（ただし、テキストの内容に明らかな誤りがあった場合を除きます。）。

### 第5条（認定申請手続き）

1 認定希望者は、認定講師レッスンの受講後、当社認定講師用テキストの要領に従って完成させたルルベドールを所定の方法により撮影し、当社に画像を提出します。当社は、提出された画像により、ルルベドールの髪の毛の付け方、服の着せ方、生地・リボン等の端処理、接着箇所の仕上げ等につき、あらかじめ定めた審査基準に基づいて審査し、合否を判定します。

2 前項に基づき認定審査に合格した認定希望者には、当社より、当社ウェブサイトの認定講師専用ページにアクセスするためのURLを電子メール等の方法により告知し、認定講師ごとに認定番号を通知します。

3 認定希望者は、当社ウェブサイトにおいて必要な記載事項を登録することにより、認定講師専用ページの利用が可能になります。

#### 第6条（更新制度と資格変更及び返上）

1 認定講師の資格有効期限は認定日から最初に到来する9月30日までとし、以後、1年ごとの自動更新とします。

2 認定講師は、当社に対し、更新ごとに所定の更新手数料を所定の方法にて支払うものとします。

3 認定講師は、更新日の1カ月前にあたる9月1日から同月30日までの間に、翌年度以降、特例認定講師に変更する旨予告通知することができます（なお、特例認定講師については、第13条以下参照）。

4 認定講師は、資格有効期間中、いつでも、認定講師資格を返上する旨当社宛に連絡することができます。当社は、資格返上の連絡を受けた後、30日以内に当社ウェブサイト上にて登録抹消の手続きを行います。

5 本条第3項により特例認定講師として更新した認定講師、第4項により資格を返上した認定講師は、変更登録又は登録抹消後、本件認定講師業務ができなくなります。また、ID及びパスワードの失効により、当社ウェブサイトの認定講師専用ページにアクセスできなくなります（特例認定講師に変更した場合には、専用ページが案内されます。）。

6 本条第3項ないし第5項の規定により認定講師資格を失った後、認定講師への再登録を希望する場合、再度、本規約第3条以下に記載する①認定講師レッスンの受講、②認定審査の申請を再度行ったうえで認定講師資格を取得しなければなりません。

## 第7条（遵守事項に関する一般条項）

認定講師は、認定資格保有期間中、下記の事項を遵守してください。

- (1)本件認定講師業務を行う際は、当社の認定講師であること、及び認定番号を表示すること
- (2)当社に登録した連絡先、サロン名、住所等の情報に変更が生じた場合には当社ウェブサイトを通じて速やかに報告すること
- (3)更新時に所定の更新手数料を支払うこと
- (4)第9条記載の人形制作に関する注意事項を遵守すること
- (5)第10条記載の販売及び本件商標の使用に関する注意事項を遵守すること
- (6)第11条記載の本件講習に関する注意事項を遵守すること
- (7)認定講師資格を返上した場合、あるいは、資格の停止又は取消を受けた場合、本件認定講師業務を速やかに中止すること
- (8)反社会勢力と関わる取引をしないこと
- (9)その他、当社及び当社の商品・サービスの信用低下並びに本件商標及び本件関連商標の無断使用、改変その他ブランド価値低下につながる一切の行為をしないこと

## 第8条（資格停止、取消処分）

- 1 当社は、認定講師が前条の各遵守事項に違反し、その程度が著しい、又は改善の見込みがないと判断した場合、事前の予告なしに当該認定講師の資格を停止し又は取消します。
- 2 当社は、前項の処分後、当社ウェブサイトにおいて認定番号その他当該認定講師の情報掲載を一時停止又は抹消します。
- 3 当社は、前項とあわせて、当該認定講師に対し、電子メール、SNS等の方法により、資格停止又は取消処分につきその内容及び規約上の根拠を

通知します。ただし、当社があらかじめ認定講師により伝えられた連絡先に連絡しても通知できない場合には、当社ウェブサイトの情報掲載の一時停止ないし抹消を実行した日に通知したものとみなします。

4 前3項の処分を受けた認定講師がその処分に不服がある場合、処分決定の通知を受けた日の翌日から30日以内に、当社宛に弁明書とその根拠資料を提出してください。当社は、弁明書とその根拠資料により不服に理由があると判断した場合に限り、弁明書受領から90日以内に処分の変更ないし撤回を当該認定講師に告知し、当社ウェブサイトにおける情報掲載を再開します。

### 第Ⅲ章 制作、販売及び講習上の注意事項

#### 第9条（人形制作に関する注意事項）

認定講師は、ルルベドールの制作に関し、以下の事項に注意してしてください。ただし、ここで指す「人形」は素ドール、ルルベドールのほか、ルルベドール以外の人形も指すものとします。また、下記注意事項は、認定講師自身が自分自身や家族内で楽しむ目的で制作のみ行う場合は除外するものとします。

(1)ルルベドールの制作には当社又は当社の委託を受けた販売元の販売する素ドールを使用し、材料としてロゴ入りコイン型チャームかロゴ入りリボンのいずれかを必ず装着すること

(2)シャネル、エルメスなどブランド品の商標、ロゴ、名称の使用やブランド品を加工した材料を使用するなど、第三者の知的財産権を侵害する人形を作らないこと

(3)市販あるいは販促用などで頒布される著名な人形、同種のグッズにつき、それらの特徴や形態を模倣した人形を作らないこと

(4)漫画・アニメ・ゲーム・CMのキャラクター、タレント（芸能人）の衣装や特徴を真似る、企業名や企業ロゴ、学校法人名や校章などのデザイ

ンを無断使用する等により、第三者の知的財産権を侵害する人形を作らないこと

(5)不潔、不快、性的羞恥心を感じさせるなど本件商標及び本件関連商標のブランドイメージ低下につながる人形を作らないこと

(6)鋭利な素材、発火・爆発性の素材、皮膚のかぶれ等生じさせるおそれのある素材を使用するなどして人体に危害を及ぼすおそれのある人形を作らないこと

(7) 第三者に対し、ルルベドール及びその材料の制作につき、全部又はその重要な部分について委託しないこと

#### 第 10 条（販売及び本件商標の使用に関する注意事項）

1 認定講師は、本件講習の受講者、参加者、友人、知人らに対する販売はもとより、バザー、クラフトフェア、個展などにより、不特定多数に対し、自ら制作したルルベドールを販売することが可能です。販売及びそのための宣伝広告に際しては、下記の点を遵守してください。

(1)当社から、素ドール、材料、当社テキストをルルベドールの制作又は本件講習に使用する以外の目的で購入し、これらを転売し、又はその広告をしないこと（特例認定講師への譲渡、転売含む）。

(2) メルカリなどのフリマサイト、オークションサイトでルルベドール及び材料の広告、販売をしないこと。ただし、Facebook,Instagram, Twitter などの SNS を通じて個別に制作受注したり、完成品を販売したりすることは許可します。

(3) 他の商品・サービスとの抱き合わせ販売、不当な値引きなど、本件商標のブランドイメージを低下させる広告、販売をしないこと

2 当社は、認定講師に対し、本件販売に必要な限度で、本件商標及び本件関連商標の使用権を付与するものとします。但し、使用に関しては、下記の点に注意してください。

(1)宣伝広告及び販売の際には、①本件商標が有限会社ルルベの登録商標であること、②認定講師が同社から商標の使用権許諾を受けて販売していること、及び③認定講師の認定番号をいずれも表示すること

(記載例:「ルルベちゃん®」は有限会社ルルベの登録商標です。【サロン名】は同社の許諾を受けてルルベドールを販売しています (No12345)。

(2)本件商標、本件関連商標のいずれも、当社の許諾なくステッカー、ワッペン、あるいはこれらを張り付けた装飾品その他一切の材料に使用しないこと

#### 第 11 条 (本件講習に関する注意事項)

1 認定講師は、認定講師、受講者 (生徒) の双方において、当社の素ドールと材料、当社テキストを使用することにより、有償または無償で本件講習 (イベント、ワークショップ・教室等) を実施できます。ただし、本件講習実施の際には、下記の点に注意してください。

(1)素ドールに髪を付けた状態で本件講習を行い、髪の付け方を教授しないこと (当社テキストで紹介した髪の付け方に限り教授できます。)

(2) 認定講師レッスンで使用する材料は、当社の定める基本セット (ワンピース等) のみとすること。

(3)公認キットを使った本件講習を実施する場合には、当社と相談すること。

(4)本件講習の実施状況につき、SNS、ウェブサイト等において告知し、又は紹介される際、人形の製造工程に関する画像、動画等を公開しないこと。

(5)当社が教授している人形の制作方法を利用し、本件講習以外の他のイベント、ワークショップ・教室等を実施したり、テキストを作成したりしないこと

(6)上記 (4) (5)については、受講者にも告知し、十分に注意喚起すること (受講中の録音、録画の禁止など)。

(7)本件講習前あるいは講習中、受講者に対し、ルルベドール及び材料の制



作・販売と関係のない商品やサービスを宣伝したり、勧誘したりしないこと。なお、本件講習後、認定講師が取り組んでいる芸術、クラフト等の創作活動を紹介あるいは宣伝することにつき当社は禁止しないが、その際にも、過度な勧誘にならないよう注意すること。

2 当社は、認定講師に対し、本件講習に必要な限度で、本件商標及び本件関連商標の使用権を付与するものとします。但し、使用に関しては、下記の点に注意してください。

- (1)開催告知及び講習実施の際には、①本件商標が有限会社ルルベの登録商標であること、②認定講師が同社から商標の使用権許諾を受けて本件講習を実施していること、及び③認定講師の認定番号をいずれも表示すること  
(記載例:「ルルベちゃん<sup>®</sup>」は有限会社ルルベの登録商標です。【サロン名】は同社の許諾を受けてルルベドールの教室を運営しています (No12345)。
- (2)本件商標、本件関連商標のいずれも、当社の許諾なくステッカー、ワッペン、あるいはこれらを張り付けた装飾品その他一切の材料に使用しないこと

## 第IV章 賠償責任

### 第12条 (損害賠償)

- 1 認定講師は、本件認定講師業務に関し、本件商標権の侵害、信用のき損その他理由を問わず当社に損害を与えた場合、損害発生時点の認定講師資格の有無にかかわらず、損害賠償責任を負うものとします。
- 2 認定講師が本件認定講師業務により第三者に損害を及ぼしたときは、認定講師がその損害を賠償します。ただし、その損害のうち当社の故意又は重過失によって生じたものについては、当社の負担とします。
- 3 前項の場合、その他本件業務について第三者との間に紛争が生じた場合は、認定講師がその処理解決にあたることとします。

## 第V章 特例認定講師の特則

### 第13条（対象外業務と除外規定）

1 特例認定講師は、本件認定講師業務（①営利目的でのルルベドールの制作、②ルルベドールの販売、及び③ルルベドールの制作方法に関するイベント、セミナー、ワークショップ等の教室などの有償または無償での講師業務）を実施せず、私的利用目的でのルルベドールの制作のみ行うものとします。

2 特例認定講師には、本規約第I章から第VI章のうち第III章及び第IV章（第6条から第12条まで）の適用が除外され、代わりに本章（第13条から第16条まで）の規定が適用されます。

3 特例認定講師は、資格取得により、当社ウェブサイトにおいて、講師名、サロン名等の情報が掲載されることはありません。

### 第14条（認定方法）

1 特例認定講師を希望する者は、本規約第3条から第5条までの規定に準じて、①認定講師レッスンの受講、②認定審査の申請によって特例認定講師資格を得ることができます。ただし、当社認定講師用テキストの要領に従って完成させたルルベドールの合否判定及びその通知は、当社指定の認定講師が行います。

2 前項に基づき特例認定審査に合格した希望者には、当社又は認定講師より、当社ウェブサイトの特例認定講師専用ページにアクセスするためのURLなどの情報を電子メール等の方法により告知します。希望者は、当社ウェブサイトにおいて、特例認定講師専用ページの利用が可能になります。

### 第15条（資格の返上）

1 特例認定講師は、資格取得後、いつでも、特例認定講師資格を返上する旨当社宛に連絡することができます。当社は、資格返上の連絡を受けた後、30日以内に登録抹消の手続きを行います。

2 前項による登録抹消後、特例認定講師は、ID 及びパスワードの失効により、当社ウェブサイトの特例認定講師専用ページにアクセスできなくなります。

3 特例認定講師資格を失った後、認定講師又は特例認定への再登録を希望する場合、再度、①認定講師レッスンの受講、②認定審査の申請を再度行ったうえで資格を取得しなければなりません。

#### 第 16 条（資格の喪失）

1 特例認定講師は、以下の事項を守ってください。違反した場合には、当社より資格停止、取消等処分を受けることがあります

(1)本件認定講師業務を実施しないこと

(2)材料を第三者に販売、無償譲渡しないこと

(3)当社に登録したメールアドレス等の連絡先に変更が生じた場合には、当社ウェブサイトを通じて速やかに報告すること

(4)反社会勢力と関わる取引をしないこと

(5)その他、当社及び当社の商品・サービスの信用低下並びに本件商標及び本件関連商標の無断使用、改変その他ブランド価値低下につながる一切の行為をしないこと

2 当社は、特例認定講師が前項の各遵守事項に違反し、その程度が著しい、又は改善の見込みがないと判断した場合、事前の予告なしに当該特例認定講師の資格を停止し又は取消します。

3 当社は、前項とあわせて、当該特例認定講師に対し、電子メール、SNS 等の方法により、資格停止又は取消処分につきその内容及び規約上の根拠を通知します。ただし、当社があらかじめ特例認定講師により伝えられた連絡先に連絡しても通知できない場合には、当社にて資格を一時停止ないし抹消を実行した日に通知したものとみなします。

4 前 3 項の処分を受けた特例認定講師がその処分に不服がある場合、処分

決定の通知を受けた日の翌日から 30 日以内に、当社宛に弁明書とその根拠資料を提出してください。当社は、弁明書とその根拠資料により不服に理由があると判断した場合に限り、弁明書受領から 90 日以内に処分の変更ないし撤回を当該特例認定講師に告知します。

## 第VI章 その他規定

### 第 17 条（秘密保持）

- 1 認定講師及び特例認定講師は、本規約の内容、当社が開示した資料、データ等のうち公に知られていない一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持したうえで使用するものとし、本規約の有効期間中はもとより終了後といえども、第三者に開示、漏洩してはいけません。
- 2 前項の秘密情報に個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める定義による。）が含まれているときは、同法の定めに従って当該個人情報を取扱うものとします。

### 第 18 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

### 第 19 条（管轄裁判所）

本規約に関する訴訟等の裁判手続きが必要な場合は、訴額に応じ、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上